

高齢者の安心安全をサポート

高齢者が地域で自立した日常生活を営むために
～自立支援型地域ケア会議の設置・開催～

■ 概要

地域包括ケアシステムの構築を実現するため、介護保険法第115条の48第2項に規定する「支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う」会議（＝自立支援型地域ケア会議）を設置、開催するものです。

加須市では、県モデルにおいて参加が必須とされている5職種（後掲）に加えて医師の参加を得るなど、「加須モデル」として実施します。

1 自立支援型地域ケア会議とは

目的 事例検討を通じて、保険者としての介護予防ケアマネジメントの考え方を周知するとともに、地域に共通する課題と対応を関係者の間で把握・共有することによって、市全体における介護予防の質の向上を図ることを目的としています。

効果 会議では、介護関係者が傍聴する中、在宅ケアを受けている人への支援に携わっているケアマネジャーと介護サービス従事者が事例を発表。各分野の専門職から助言を得てケアプランやサービス内容を見直すなど、支援の方向性をより良い方向に向けていきます。

2 会議の内容

- (1) 主な参加者（助言者） ※②～⑥が県モデルにおける必須5職種
①医師 ②歯科医師 ③薬剤師 ④理学療法士
⑤作業療法士 ⑥管理栄養士

- (2) 会議の開催頻度

概ね月1回の定期開催（平成30年度は5回開催予定）

3 実施スケジュール

7月中旬 ケアマネジャー・介護サービス従事者向け説明会

10月以降 自立支援型地域ケア会議の開催

■ 補正予算額 317千円

地域ケア会議推進事業 317千円【国121千円、県60千円、市136千円】
（内訳）報償費105千円、需用費25千円、使用料及び賃借料187千円